

広報



愛衛協



発行

愛知県衛生事業協同組合

〒460-0008 名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル TEL052-241-7692 FAX052-241-7693



理事長挨拶



理事長 永田 喜裕

常日頃から、組合事業にご理解とご協力をいただいておりますことにまずもって感謝申し上げます。

コロナ禍への懸念が払しょくされない中、多くの組合員の皆様からご理解とご協力をいただき、第59回通常総会が開催できたことに重ねて感謝申し上げます。

長期にわたるコロナ禍の中であっても、県内全域で社会経済活動に支障をきたすことなく業務を遂行し続けている皆様には、心から深く敬意を表します。

協同組合を所管する法律でコロナ禍であっても総会の開催が義務付けられていることから、感染拡大防止のために、一昨年は正副理事長のみで、昨年と今年は、理事及び監事の出席で開催させていただきました。

一刻も早く終息し、万全の状態の皆様方とお会いできるのを願っております。

コロナ禍の中、改めて一般廃棄物処理業という仕事の大切さ、大変さを痛感しております。

人が住み、生活を営めば必ずし尿、ごみが発生する。

それは毎日、毎日、365日必ず発生します。

加えて、今般のコロナ禍の中ではマスクなど感染が懸念されるものも取り扱わざるを得ませんでした。

それらを私どもが収集しなければ、地域の公衆衛生は維持できません。

日々我々が業務をきちんと行うことによって、日本が世界に誇れる公衆衛生が維持できるものであります。

私ども愛衛協は、昭和39年に設立され、来年は創立60周年を迎えます。その間に培った技術力と歴史的実績を礎に、一步一步、今日まで着実に歩んできたところです。

業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、業務の実施に際し相当の経験を有する者として、廃棄物処理法に基づき市町村から委託・許可を受け、他の者には行うことができない重要な業務を担っているところです。

皆様方が、県内各地で一般廃棄物の最終処理責任を持つ市町村との長きにわたる信頼関係を築いてきたからこそ、平成26年に最高裁から、

「一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業ではない。」との判決が下されたものと考えております。

また、コロナ禍において一般廃棄物処理業は、国民の安定的な生活に必要な不可欠なサービスを提供する事業として事業の継続が要請され、ワクチン接種について、この2月からは医療従事者等とともに市町村からの接種券がなくとも希望者に接種が可能となりました。

愛衛協は、例年運動方針に

「相互扶助の精神の下に一層の組織強化を図り、一致団結し、生活環境に密着した事業活動を展開することにより地域社会に貢献する。」

を掲げているところであり、今後とも皆様方とともに経営基盤の安定・強化に向けて、組合活動を一層推進してまいります。

皆様方の組合運営への一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして 総会開催に当たっての私の挨拶とさせていただきます



開催等の状況

新型コロナウイルスの感染防止を図るため、できるだけ少人数での開催を目指し、当組合定款第 37 条の規定に基づき書面による議決権の行使の協力を呼びかけ開催しました。

その結果、本人出席 20 名・書面議決書の提出 67 名、合計 87 名で総会が成立しました。

また、すべての議案について、承認を得ました。

1. 開催日時

令和 4 年 5 月 19 日（木）午後 3 時 30 分 開催

2. 開催場所

名古屋市中区栄 4-6-8 名古屋東急ホテル 栄の間

3. 参加者

- (1) 本人出席
正副理事長他 20 名
- (2) 書面議決書提出
67 名

4. 承認された議案（内容の詳細は、議案書のとおりです。）

[第 1 号議案]

令和 3 年度事業報告・決算報告、令和 3 年度監査報告

[第 2 号議案]

令和 4 年度事業計画(案)・収支予算(案)

[第 3 号議案]

令和 4 年度経費の賦課徴収方法（案）

[第 4 号議案]

令和 4 年度借入金残高の最高限度額(案)

[第 5 号議案]

令和 4 年度役員報酬額(案)

[第 6 号議案]

令和 4 年度運動方針(案)



司会進行
小塚 理事



開会宣言
山下 副理事長



議 長
鬼頭 理事



運動方針案説明
相木 副理事長



閉会宣言
田島 副理事長

組合ニュース

環境保全関係功労者表彰

～ 受賞おめでとうございます ～

山下 正裕 副理事長 (株)知多環境保全センター

細川 眞一 理事 (株)東三工業所

多年にわたり環境衛生事業の推進に尽力されており、その功績が認められ、6月6日に県庁にて知事より表彰されました。



組合員入会

有限会社 大政

5月1日入会

【代表取締役】 津田 順弘様

宜しくお願い致します。

講習会のご案内

日本環境整備教育センター 主催

【コンパクト型浄化槽清掃実務者講習会】

- ・主 旨：コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関し、浄化槽清掃の知識と技術の向上を目的として実施する。
- ・受講対象：浄化槽の清掃業務に従事している者
- ・日 程：令和4年9月22日（木）
- ・会 場：昭和ビル9F ホール
- ・募集人数：主催者の希望 40名以上の受講者により開催
- ・受講料：10,800円（予定）

日本環境衛生センター 主催

【一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習】

- 受講対象：市町村長から許可もしくは委託を受けて一般廃棄物（ごみ・し尿）の処理を行う者及びそこに従事する者
市町村のご担当者様へもご案内予定です。
- 日 程：令和4年10月20日（木）
- 会 場：フジコミュニティーセンター 大会議室
- 受講料：24,200円（テキスト代、消費税込）（予定）
- ※受講料は前納となります。

【社会保険労務士による個別無料相談】

- 期 間：令和4年7月1日（金）から令和5年2月28日（金）まで
- 相談場所：事務所、自宅等、希望の場所
- 質 問 例：就業規則の変更、正社員・非正規社員の待遇について 他

申込先：愛知県衛生事業協同組合 事務局 TEL052-241-7692

- ※講習会については主催より届き次第、別途、申込書等お送り致します。
- ※社労士による個別相談については調整致します。

委 員 会

組合では、「総務委員会」「し尿・浄化槽事業委員会」「合特法適用推進委員会」「ごみ処理事業委員会」の4つの委員会で次表のメンバーで各種の取り組みを行っております。

ご参加希望の方は事務局までご連絡ください。

【令和4年度の構成員】

(敬称略)

委員会名	構成員(地区)	
総務委員会 (10名)	小塚 周一委員長(西尾)	加藤 浩二副委員長(尾張北)
	樋口 隆(尾張西)	平村 圭雨(知多)
	後呂岡将賢(尾張西)	田中 廣光(三河西)
	宇賀田 孝(尾張西)	細川 眞一(三河東)
	佐藤 友佑(尾張北)	杉本 芳政(三河北)
し尿・浄化槽 事業委員会 (16名)	樋口 隆委員長(尾張西)	野崎小百合副委員長(名古屋)
	堀川 康俊(尾張西)	中島 賢一(尾張東)
	住田 貴明(尾張西)	相木 徹(知多)
	倉地 一也(尾張北)	田中 平行(西尾)
	小林 春雄(尾張北)	加藤 竜太(西尾)
	鬼頭 良徳(尾張北)	岡本 澄雄(三河西)
	大島 康平(尾張北)	伊豫田淳倫(三河東)
	武田 信彦(尾張東)	辰巳 健(三河北)
合特法適用 推進委員会 (10名)	大島 敏行委員長(尾張北)	鬼頭 丈次副委員長(尾張北)
	住田 利明(尾張西)	小山 一大(三河東)
	倉地 徹馬(尾張北)	水野あかね(名古屋)
	今津 悠見(知多)	石原 正智(三河西)
	皆川 英和(知多)	岡本 周作(三河西)
ごみ処理 事業委員会 (10名)	新美 三良委員長(名古屋)	竹内 清嗣副委員長(三河東)
	田中 裕也(尾張西)	石山 勝範(西尾)
	城田 真(尾張西)	古田一二三(尾張北)
	松本 明大(尾張西)	早川 千尋(知多)
	相木 廣昭(尾張東)	山森 香織(三河西)

熱中症を防ごう!

愛知労働局



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

2022年5月1日~9月30日(4月:準備期間/7月:重点取組期間)

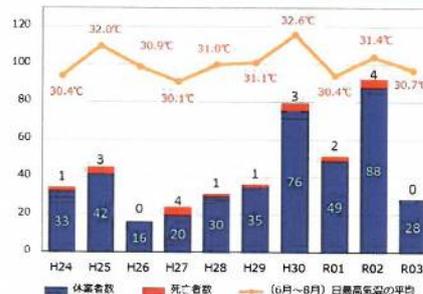
- 毎年、梅雨明けの時期になると日差しが急に強くなり、急激な環境温度の変化に身体が対応しきれずに、全国的に熱中症が発生しています。令和3年、愛知県内で発生した就業中の熱中症は、28人となりました(休業4日以上)。
- 熱中症の発生はWBGT(暑さ指数)と明確に関連しており、予防についても作業者の暑熱環境ばく露管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能です。このパンフレットを参考に、関係者が熱中症に対する十分な認識を持ち、熱中症の根絶を目指しましょう。

愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上之死傷災害】

年別発生件数

発生年	休業者数	死亡者数	合計
平成24年	33	1	34
平成25年	42	3	45
平成26年	16	0	16
平成27年	20	4	24
平成28年	30	1	31
平成29年	35	1	36
平成30年	76	3	79
令和元年	49	2	51
令和2年	88	4	92
令和3年	28	0	28
合計	417	19	436

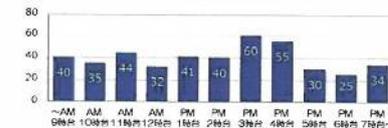
気温と熱中症発生状況の関係



月別発生状況(過去10年分)



時間帯別発生状況(過去10年分)



作業場所別発生状況(過去10年分)



- 愛知では毎年、数十名の方が休業4日以上となる熱中症を発症しています。また、ほとんどの年で数名の方が死亡しています。
- 熱中症の発生は毎年5月頃、かなり早い時期から始まります。最多となる7月~8月を迎える前に、早期に予防対策に取り組むことが重要です。
- 熱中症は、午後3時から4時台をピークに、全ての時間帯で発生しています。発生場所も屋外に限らず、屋内の割合もかなり高くなっています。

愛知県労働局 ホームページより
<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/000860893.pdf>



熱中症を防ごう!

事業者が取り組むべき事項

1 WBGT値の把握と評価



- 作業現場に **WBGT 値（暑さ指数）測定器**※を備え、現場の状況を把握しましょう。（※JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したものを使用しましょう。）
また WBGT 値と **4 ページの基準値**を基に評価、管理を行いましょう。
- WBGT 値は作業場所によって大きく変動することがありますので、場所ごとに把握しましょう。
- 例年 5～10 月まで「**環境省熱中症予防サイト**」で、WBGT 値の予報値・実況値の情報提供を行っています。屋外作業で測定器が用意できない場合には参考にしましょう。



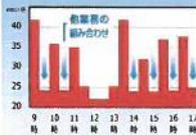
（環境省熱中症予防サイト）

2 WBGT値の低減等



- 簡易な屋根、**通風・冷房設備**、**ミストシャワー**等の散水設備などを設置し、WBGT 値を低減するよう検討しましょう。
- ミストシャワー等、散水設備は、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意しましょう。
- 既に設置している冷房設備等の機能を点検しましょう。

3 作業時間の短縮・休憩等



- WBGT 基準値を大幅に超える場合には、原則、作業を行わないようにしましょう。
- 管理者が指示し、下記の時間を目安に、定期的に**休憩**を取らせましょう。

休憩時間の目安	WBGT 基準値からの超過			
	1℃程度超過	2℃程度超過	3℃程度超過	それ以上
1 時間あたりの休憩時間	15 分以上	30 分以上	45 分以上	作業中止が望ましい

* 熱順化した作業者については表を目安に休憩を取れるようにし、熱順化していない作業者は、より長い時間の休憩を取れるよう配慮しましょう。

（「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱より）

4 休憩場所の整備等



- 作業場所の近くに**冷房**を備えた休憩場所、又は**日陰等**の涼しい休憩場所を確保しましょう。
- 休憩場所は、**横たわることができる広さ**にしましょう。
- 休憩場所には、次のものを備えましょう。

身体を冷すことのできる物品・設備	水、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等
水分・塩分補給のための物品・設備	飲料水、スポーツドリンク、経口補水液等

5 熱への順化



- 作業者の**熱への順化（熱に慣れ、環境に適応していること）**は、熱中症発生に大きく影響します。計画的に熱への順化期間を設けましょう。
- 順化のため、**7 日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長く**しましょう。夏季休暇等で熱へのばく露が中断すると、**4 日後には順化の顕著な喪失が始まる**ことに留意しましょう。

6 水分及び塩分摂取のための整備



- 休憩場所等に、水分・塩分補給のための物品・設備を備え付けましょう。
- 作業開始前から終了後まで、定期的に水分と塩分を補給できるよう配慮しましょう。
- 点検表や巡視により、作業者が確実に摂取しているか確認し、管理しましょう。

7 服装等



- 透湿性・通気性の良い服装を準備しましょう。
- 送風機能のある作業服等の着用も検討しましょう。
- 直射日光下での作業は、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備しましょう。

8 健康診断結果に基づく対応等



- 次のような疾病は、熱中症の発生に影響する恐れがあるので、医師等の意見を踏まえて配慮を行いましょう。

- ① 糖尿病、 ② 高血圧症、 ③ 心疾患、 ④ 腎不全、
 ⑤ 精神・神経関係の疾患、 ⑥ 広範囲の皮膚疾患、
 ⑦ 感冒等、 ⑧ 下痢等

9 労働衛生教育



- 熱中症対策のためには、管理者と労働者が、それぞれ知識を持つことが重要です。雇入れ時、新規入場時等の機会をとらえて教育をしましょう。

作業を管理する者向け			労働者向け（雇入れ時・新規入場時）	
事項	範囲	時間	範囲	
熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状 	30分	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状 	
熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ・作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例 	150分	<ul style="list-style-type: none"> ・WBGT値の意味 ・現場での熱中症予防活動（熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等） 	
緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置 	15分	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の救急措置 	
熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例 	15分	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例 	

〔「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱より〕

10 作業場の管理



- 熱中症予防管理者は、次の業務を行いましょう。
- WBGT 値（暑さ指数）の低減対策の実施状況を確認する。
- 各労働者の熱への順化の状況を確認する。
- 作業開始前に労働者の体調を確認する。
- WBGT 値（暑さ指数）の測定結果を確認し、結果に応じて作業中止、中断の判断をする。
- 職場巡視を行い、労働者の水分等の摂取状況や健康状態を確認する。
- 労働者に異常があった場合に、病院への搬送や救急隊要請を行う。



熱中症 を防ごう!

作業者が取り組むべき事項

1 日々の健康管理

- 熱中症の予防のためには、日々の健康管理が重要です。次の事項に留意し、健康管理に努めましょう。



夜更かししない

- 夜更かしを避け、睡眠時間を十分に確保しましょう。



朝食をとる

- 朝食は必ずとるようにしましょう。
- 水分及び塩分の補給にもなります。



飲酒は適量に

- 飲酒は適量にし、脱水を防ぐため、就寝前や起床後に少なくともコップ1杯程度の水分をとりましょう。

2 適切な休憩



- 仕事に集中するあまり「終わるまで…」、「一段落つくまで…」と、つい無理をしてしまいがちです。例え作業途中であっても休憩時には作業を中断し、確実に休憩を取りましょう。
- 管理者から休憩を指示された場合には、**自分の判断で作業を続けず、指示に従いましょう。**

3 水分及び塩分の摂取



- 熱中症の予防のためには、あらかじめ水分、塩分を摂っておくことが重要です。喉が渇いてから摂っていると手遅れになる場合があります。
- 1日の作業開始前や休憩時等、作業に取りかかる前には、例え喉が渇いていない自覚がなくても十分に水分、塩分を補給するようにしましょう。

4 異常を感じたらすぐに申し出る



- 体調の悪さを感じても「少し休めば大丈夫」と、つい無理をした結果、重篤な症状となったケースが非常に多くあります。
- 兆候を感じたらまずは**管理者に申し出る**ようにし、自分で判断することは避けるようにしましょう。

5 熱中症と災害発生プロセス

- 全ての労働災害は、「災害発生プロセス」を経て発生します。このため労働災害の検証等は、「災害発生プロセス」に沿って行うことが最も論理的です。熱中症の発生を「災害発生プロセス」に沿って検証してみましょう。

危険源	熱中症の「危険源」は、高温多湿な環境です。また、その危険源を作り出す原因は、太陽や、熱を出す機器（例えば溶鉱炉やオープン）等があります。
危険状態	人が「危険源」（高温多湿な環境）にさらされた状態が「危険状態」です。
危険事象	「危険状態」におかれた結果、体調に異常が生じることが「危険事象」です。
回避	「危険事象」に至った人に、適切な応急措置（休憩、体を冷す、水分・塩分補給）や救急搬送を行い、熱中症の「危害」の程度が大きくなるよう回避します。
危害	熱中症の「危害」の程度は、応急措置や救急搬送の適否によって大きく変動します。

- 前ページまでに挙げた対策が「災害発生プロセス」のどの位置に作用しているかを考えると、下図のようになります。これらから次のようなことが分かります。

- 「災害発生プロセス」の上流に働きかける対策のほとんどは、事業者が取り組むべき事項です。作業者にできることは限られています。
- 様々な対策を講じ、万全のように思えていても、実際には「災害発生プロセス」の一部の箇所にかたよった働きかけをしているに過ぎません。



- 熱中症の防止のためには、対策の効果と残留リスクを意識することが必要です。危なさと正しく向きあいましょう。

本パンフレットについて不明な点がありましたら、愛知労働局 健康課 (052)972-0256 又は所轄の労働基準監督署にお問い合わせください。



愛知労働局が提唱する、論理的な安全衛生管理についての解説ページです。



(2022年4月作成)

MEMO